女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料						
資料番号	02-変2-他-F-04-0001改 <mark>1</mark>					
提出年月日	2023 年 3 月 <mark>29</mark> 日					

# 女川2号機 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事に伴う

設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて

2023年3月

東北電力株式会社

#### 女川2号機 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事

#### に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて

1. 目的

2015年に実施した安全維持点検において,残留熱除去系主要弁(E11-F004A,B(RHR LPCI注 入隔離弁))の分解点検時の弁のすり合わせ等の手入れに伴う弁体の下降(経年劣化)を確認した。

当該の弁体は,運開後長期使用の弁体となり,これまでの点検(点検周期 52M)により徐々に弁体の 厚みが減少したものである。

以上を踏まえ,設備不具合ではないものの,今後運転に万全を期すために,弁体を新替するものであ る。

#### 2. 概要

本工事は、弁体を同仕様のものに取替える。

なお、本工事に係る設工認記載事項は、添付資料の通りであり、材質変更を行わないことから、変更 後の記載としては、変更前に同じとなるものである。(添付資料 1~4 参照)。

- (1) 材料---弁体 SCPH2
- 3. 工事の必要性

これまでの点検(点検周期 52M)により徐々に弁体の厚みが減少しており、今後の点検によりシート 機能維持が困難になる恐れがあることから,経年劣化対策として早期に工事を実施し,弁体を取替える 必要がある。

4. 設工認手続きについて

本工事は、既設の E11-F004A, B の弁体を同仕様のものと取替える工事であり、「実用発電用原子炉の 設置、運転等に関する規則」の別表第一下欄に係る工事(残留熱除去設備(原子炉冷却材圧力バウンダ リに係るものに限る。)の弁の修理)に該当することから、「核燃料物質,核燃料物質及び原子炉の規制 に関する法律」第43条の3の9第2項に基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請を行うものであ る。

5. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について

設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり, 技術基準規則の条文ごとに,該当する適合性確 認の要否を整理した結果を添付資料5に示す。 6. 添付すべき資料の整理

本<mark>手続きによる</mark>設計及び工事の計画変更認可申請書に添付すべき書類は、「実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて、下欄に記載される添付書類を添付 する必要がある。

ただし,別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定が あるため,添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料6に示す。

以 上

- 添付資料1:E11-F004A,Bの要目表(今回変更認可申請資料)
- 添付資料2:E11-F004A,Bの構造図(今回変更認可申請資料)
- 添付資料3:残留熱除去系の系統図(今回変更認可申請資料)
- 添付資料4:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)
- 添付資料5:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果
- 添付資料 6:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付 の要否の検討結果

添付資料1:E11-F004A,Bの要目表(今回変更認可申請資料)

				変 更 前			変 更 後	
名		称*1		E11-F004A, B, C*2		E11-F0	004A, B	E11-F004C
锺	類			止め弁				
艮	高 使 用 圧 力	MPa		8, 62 <sup>*3</sup>				
ż	高 使 用 温 度	C		302*3				
È	呼 び 径	*4		250A*5		the set	3.1	
主要寸去	介 箱 厚 さ	mm		來3		发史	なし	
法	弁ふた厚さ	mm		*3		━ 手続き対		
	弁 箱	-		SCPH2				
M	弁ふた			SCPH2			変更7	
科	弁 体			SCPH2*3		変更前	に同じ	-
X	動 方 法	<u>- 1000</u>		電気作動	L			
5	数	-		3				
取	<ul> <li>糸</li> <li>統</li> <li>糸</li> <li>イン名</li> </ul>	-	*3 *3 *3 *3 *3 *3 *3 *3 *3 *3 *3 *3 *3 *			変更	なし	
可窗	設置床		*6 原子炉建屋 0.P.11.50m	*6 原子炉建屋 0.P.11.50m	*6 原子炉建屋 0.P.11.50m			
诉	溢水防護上の 区 画 番 月	-				R-MB1F-1	R-MB1F-3	R-MB1F-3
	溢水防護上の配慮 が必要な高さ	-				床上0.00m以上	床上0.53m以上	床上0.53m以上

注記\*1 ・記載の適正化を行う。既工事計画書には「名称又は弁悉号」と記載。

\*2:記載の適正化を行う。既工事計画書には「F004A, B, C」と記載。記載内容は,設計図書による。

\*3 :既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

\*4 :記載の適正化を行う。既工事計画書には「(呼び径 A)」と記載。 \*5 :記載の適止化を行う。既工事計画書には「250」と記載。記載内容は,設計図書による。

\*6:記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉格納容器外」と記載。記載内容は、設計図書による。

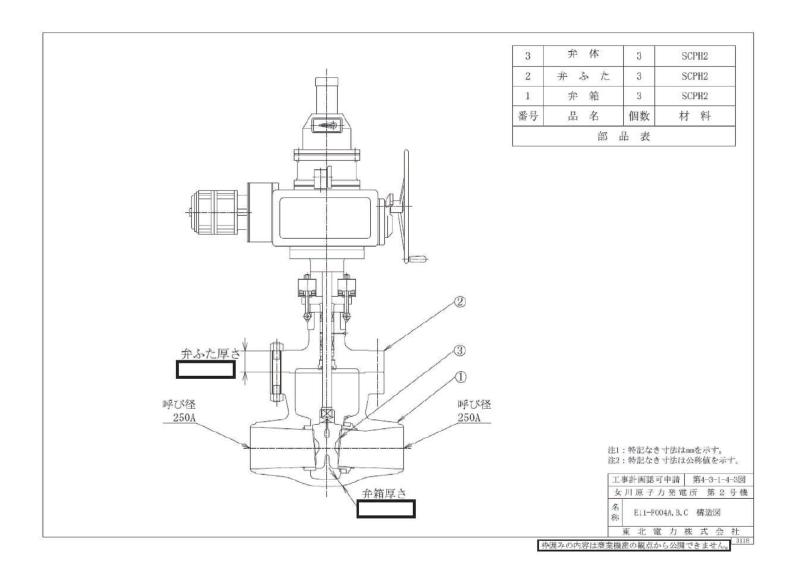
0 K

П 一 流 一 02

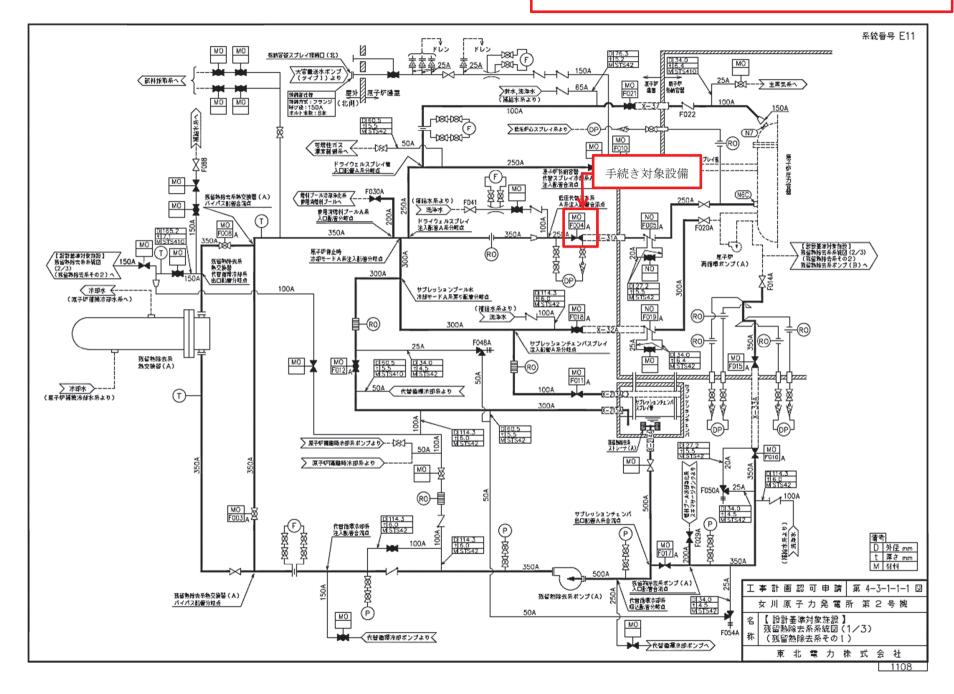
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

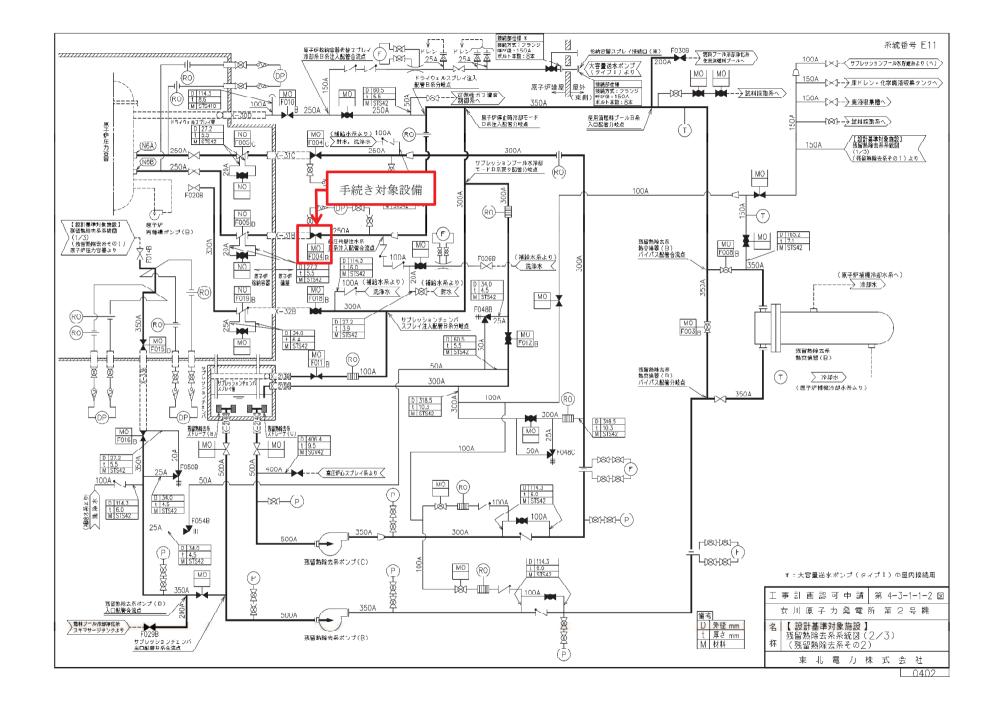
3-5-1-10

## 添付資料2:E11-F004A,Bの構造図(今回変更認可申請資料)

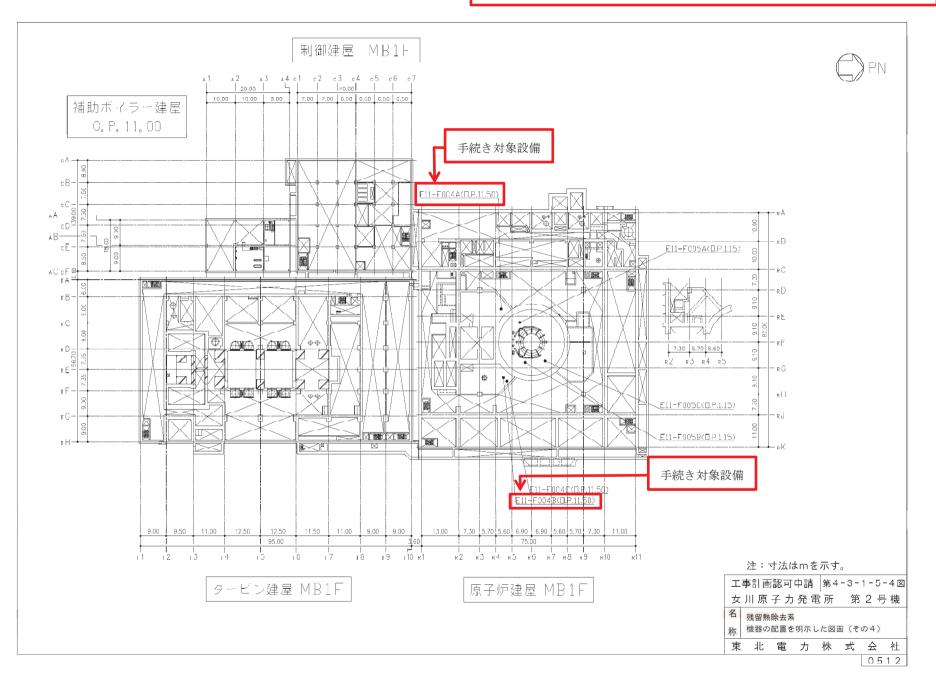


添付資料3:残留熱除去系の系統図(今回変更認可申請資料)





添付資料4:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)



~1

		建四季	热除去系	X:対象外の余义	
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	0	×	残留熱除去系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,弁体の取替え(同一構造,同一材質)を行うものの,設置場所の変更を行うものではなく,設計基準対象 施設の地盤に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第5条	地震による損傷の防止	0	×	残留熱除去系主要弁は,耐震重要度分類Sクラス機器に該当し,弁体の取替え(同一構造,同一材質)を行うものの,設計条件の変更はないことから,適合性確 認条文とはならない。	
第6条	津波による損傷の防止	0	×	残留熱除去系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,防護対象設備に該当するものの,弁体の取替え(同一構造,同一材質)を行うものであり,設置場所の変 更や津波防護施設等の変更を行うものではなく,津波による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第7条	外部からの衝撃による損傷の防 止	0	×	残留熱除去系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,防護対象設備に該当するものの,弁体の取替え(同一構造,同一材質)を行うものであり,設置場所の変 更や外部からの衝撃に対する防護措置等の変更を行うものではなく,外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文 とはならない。	
第8条	立入りの防止	0	×	残留熱除去系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,弁体の取替え(同一構造,同一材質)を行うものであり,設置場所等を変更するものではなく,立入りの防 止に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	0	×	残留熱除去系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,弁体の取替えを行うものであり,設置場所等を変更するものではなく,発電用原子炉施設への人の不法な侵入 等の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから, 適用条文とはならない。	
第11条	火災による損傷の防止	0	×	残留熱除去系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,防護対象設備に該当するものの,弁体の取替え(同一構造,同一材質)を行うものであり,設置場所や火 災防護設備等の変更を行うものではなく,火災による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	0	×	残留熱除去系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,防護対象設備に該当するものの,弁体の取替え(同一構造,同一材質)を行うものであり,設置場所や浸水防護設備等の変更を行うものではなく,発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とは ならない。	
第13条	安全避難通路等	0	×	残留熱除去系主要弁は,設計基準対象施設に該当し,弁体の取替え(同一構造,同一材質)を行うものであり,設置場所の変更を行うものではなく,安全避難通 路等に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第14条	安全設備	0	×	残留熱除去系主要弁は,安全施設に該当するものの,弁体の取替え(同一構造,同一材質)を行うものであり,安全設備に係る設計に影響を与えるものではないこと から,適合性確認条文とはならない。	
第15条	設計基準対象施設の機能	0	×	残留熱除去系主要弁は,設計基準対象施設に該当するものの,弁体の取替え(同一構造,同一材質)を行うものであり,系統機能,構成および設置場所を変更す るものではなく,設計基準対象施設の機能に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	×	残留熱除去系主要弁は,全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第17条	材料及び構造	0	×	残留熱除去系主要弁は, クラス1弁に該当するものの, 弁体の取替え(同一構造, 同一材質)を行うものであり, 設計条件の変更はないことから, 適合性確認条文と はならない。	

		残留熱	除去系	▲ . XJ30700未义
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防 止	0	×	残留熱除去系主要弁は、クラス1弁に該当し、適用条文となるものの、本条文は使用中の運用要求であり、設計段階において確認する条文ではないことから、適合性 確認条文とはならない。
第19条	流体振動等による損傷防止	0	×	残留熱除去系主要弁は,一次冷却系統に該当するものの,一次冷却材が循環する設備に該当しないことから,適合性確認条文とはならない。
第20条	安全弁等	×	×	残留熱除去系主要弁は,設計基準対象施設に該当するものの,安全弁等に該当しないことから,適用条文とはならない。
第21条	耐圧試験等	0	×	残留熱除去系主要弁は, クラス1弁に該当し, 適用条文となるものの, 本条文は使用前事業者検査段階での要求であり, 設計段階において確認する条文ではないこと から, 適合性確認条文とはならない。
第22条	監視試験片	×	×	残留熱除去系主要弁は,設計基準対象施設に該当するものの,容器に該当しないことから,適用条文とならない。
第23条	炉心等	×	×	残留熱除去系主要弁は, 炉心等に該当しないことから, 適用条文とはならない。
第24条	熱遮蔽材	×	×	残留熱除去系主要弁は, 熱遮蔽材に該当しないことから, 適用条文とはならない。
第25条	一次冷却材	×	×	残留熱除去系主要弁は、一次冷却材に該当しないことから、適用条文とはならない。
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	×	残留熱除去系主要弁は,燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから,適用条文とはならない。
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	0	×	残留熱除去系主要弁は,原子炉冷却材圧カバウンダリであるものの,弁体の取替え(同一構造,同一材質)を行うものであり,原子炉冷却材圧カバウンダリに係る設 計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等	0	×	残留熱除去系主要弁は,原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離装置であるものの,弁体の取替え(同一構造,同一材質)を行うものであり,原子炉冷却材圧カバウン ダリに係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。
第29条	一次冷却材処理装置	×	×	残留熱除去系主要弁は,一次冷却材処理装置に該当しないことから,適用条文とはならない。
第30条	逆止め弁	×	×	残留熱除去系主要弁は,放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから,適用条文とはならない。
第31条	蒸気タービン	×	×	残留熱除去系主要弁は, 蒸気タービンに該当しないことから, 適用条文とはならない。

〇:対象となる条文
×:対象外の条文

		残留熱	除去系	▲ · 对家/T®未关	
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由	
第32条	非常用炉心冷却設備	0		残留熱除去系主要弁は,非常用炉心冷却設備であるものの,弁体の取替え(同一構造,同一材質)を行うものであり,非常用炉心冷却設備に係る設計に影響を 与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第33条	循環設備等	×	×	残留熱除去系主要弁は,循環設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第34条	計測装置	×	×	残留熱除去系主要弁は, 計測装置に該当しないことから, 適用条文とはならない。	
第35条	安全保護装置	×	×	残留熱除去系主要弁は, 安全保護装置に該当しないことから, 適用条文とはならない。	
第36条	反応度制御系統及び原子炉停 止系統	×	×	残留熱除去系主要弁は,反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第37条	制御材駆動装置	×	×	残留熱除去系主要弁は,制御材駆動装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第38条	原子炉制御室等	×	×	残留熱除去系主要弁は, 原子炉制御室等に該当しないことから, 適用条文とはならない。	
第39条	廃棄物処理設備等	×	×	残留熱除去系主要弁は, 廃棄物処理設備等に該当しないことから, 適用条文とはならない。	
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×	残留熱除去系主要弁は, 廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから, 適用条文とはならない。	
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×	残留熱除去系主要弁は,放射性物質による汚染の防止に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第42条	生体遮蔽等	×	×	残留熱除去系主要弁は, 生体遮蔽等に該当しないことから, 適用条文とはならない。	
第43条	換気設備	×	×	残留熱除去系主要弁は, 換気設備に該当しないことから, 適用条文とはならない。	
第44条	原子炉格納施設	0		残留熱除去系主要弁は,原子炉格納施設に該当するものの,弁体の取替え(同一構造,同一材質)を行うものであり,原子炉格納施設に係る設計に影響を与える ものではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第45条	保安電源設備	×	×	残留熱除去系主要弁は,保安電源設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	

		残留熱	除去系	X:刘家外60余义
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由
第46条	緊急時対策所	×	×	残留熱除去系主要弁は,緊急時対策所に該当しないことから,適用条文とはならない。
第47条	警報装置等	×	×	残留熱除去系主要弁は,警報装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。
第48条	準用	×	×	残留熱除去系主要弁は,補助ボイラ,ガスタービン,内燃機関又は電気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第50条	地震による損傷の防止	×	×	残留熱除去系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第51条	津波による損傷の防止	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第52条	火災による損傷の防止損傷の防 止	×	×	残留熱除去系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第53条	特定重大事故等対処施設	×	×	残留熱除去系主要弁は、特定重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第54条	重大事故等対処設備	×	×	残留熱除去系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第55条	材料及び構造	×	×	残留熱除去系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防 止	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第57条	安全弁等	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第58条	耐圧試験等	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とならない。

		残留熱	热除去系	×: 対象外の条义
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理。由
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第61条	原子炉冷却材圧カバウンダリを 減圧するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。
第62条	原子炉冷却材圧カバウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第64条	原子炉格納容器内の冷却等の ための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第67条	水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。
第68条	水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等の ための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。
第70条	工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。
第71条	重大事故等の収束に必要となる 水の供給設備	×	×	残留熱除去系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第72条	電源設備	×	×	残留熱除去系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第73条	計装設備	×	×	残留熱除去系主要弁は, 重大事故等対処施設に該当しないことから, 適用条文とはならない。

		万七 ムフ 売け	险土安	
		残留熱除去系		
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由
第74条	運転員が原子炉制御室にとどま るための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第75条	監視測定設備	×	×	残留熱除去系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第76条	緊急時対策所	×	×	残留熱除去系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第77条	通信連絡を行うために必要な設 備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第78条	準用	×	×	残留熱除去系主要弁は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。

### 設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される

添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則		理由
	別表第二派付書類		<u></u> Щ
各五	が衣泉山 称れ 青頬 ・ ・ 電用原子炉施設に共通		
1	送電関係一覧図	×	E11-F004A,Bの修理工事により,送電関
			係一覧図に変更を生じないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う	×	女川原子力発電所において,急傾斜地崩
2	制限工事に係る場合は、当該区域内の急		壊危険区域に指定された箇所はないた
	(協衆工事に家る場合は、当該区域内の応 傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防		家心陝区域に指足 C40 に 箇所 はない た め不要。
	山に関する法律第二条第一項に規定す		の小女。
	エに関する仏律第二末第 頃に焼足す るものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止		
	者置に関する説明書		
3	110に関する説明音 工場又は事業所の概要を明示した地形	×	
3		~	E11-F004A, B の修理工事により,工場又 は東 業 手の 概 更 な 明 三 し た 地 形 図 に 亦
	$\boxtimes$		は事業所の概要を明示した地形図に変
4	ナ亜乳供の町里の単次を明二した亚エ		更を生じないため不要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面	×	主要設備の配置の状況を明示した平面
	図及び断面図		図及び断面図において,主要弁は明示し
	光镜建筑图(接顶镜 /目田田素子田子))		ていないため不要。
5	単線結線図(接地線(計器用変成器を除	×	E11-F004A, B の修理工事により, 単線結
	く。)については電線の種類,太さ及び接		線図に変更を生じないため不要。
	地の種類も併せて記載すること。)		
6	新技術の内容を十分に説明した書類	×	E11-F004A,Bの修理工事では,新技術の
			採用等を実施していないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	E11-F004A,Bの修理工事により,発電用
			原子炉施設の熱精算図に変更を生じな
			いため不要。
8	熱出力計算書	×	E11-F004A,Bの修理工事により,熱出力
			計算書に変更を生じないため不要。
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性	×	E11-F004A,Bの修理工事 <mark>は,同仕様の弁</mark>
	に関する説明書		体への取替であり, 今回の申請に伴う基
			<mark>本設計方針の変更はないことから,</mark> 発電
			用原子炉の設置の許可との整合性に変
			更を生じないため不要
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度	×	E11-F004A,Bの修理工事により,排気中
	に関する説明書		及び排水中の放射性物質の濃度に変更
			を生じないため不要。

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則		理由
		$(\bigcirc \cdot \land)$	生田
रू र	別表第二 添付書類		
	き電用原子炉施設に共通		
11	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工	×	E11-F004A,Bの修理工事により、人が常
	場又は事業所内の場所における線量に		時勤務し又は頻繁に出入する工場又は
	関する説明書		事業所内の場所における線量に変更を
			生じないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による	×	E11-F004A,Bの修理工事により,発電用
	損傷の防止に関する説明書		原子炉施設の自然現象等による損傷の
			防止に変更を生じないため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがあ	×	E11-F004A,Bの修理工事により,放射性
	る管理区域(第二条第二項第四号に規定		物質により汚染するおそれがある管理
	する管理区域のうち,その場所における		区域並びにその地下に施設する排水路
	外部放射線に係る線量のみが同号の規		並びに当該排水路に施設する排水監視
	定に基づき告示する線量を超えるおそ		設備及び放射性物質を含む排水を安全
	れがある場所を除いた場所をいう。)並		に処理する設備の配置に変更を生じな
	びにその地下に施設する排水路並びに		いため不要。
	当該排水路に施設する排水監視設備及		
	び放射性物質を含む排水を安全に処理		
	する設備の配置の概要を明示した図面		
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	E11-F004A,Bの修理工事により,取水口
			及び放水口に変更を生じないため不要。
15	設備別記載事項のうち,容量又は注入速	×	E11-F004A,Bの修理工事により,設定根
	度,最高使用圧力,最高使用温度,個数,		拠に関する説明書にて説明が必要な設
	再結合効率,加熱面積,伝熱面積,揚程又		備別記載事項に変更は無い。
	は吐出圧力,原動機の出力,外径,閉止時		
	間,漏えい率,制限流量,落下速度,駆動		
	速度及び挿入時間, 効率, 吹出圧力, 慣性		
	定数,回転速度半減時間,慣性モーメン		
	ト,設定破裂圧力並びに設計温度の設定		
	根拠に関する説明書		
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に	×	E11-F004A,Bは,環境測定装置(放射線
	係るものを除く。)の構造図及び取付箇		管理用計測装置に係るものを除く。)に
	所を明示した図面		該当する設備ではないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \bullet X)$	理由
	別表第二 添付書類		
各新	き電用原子炉施設に共通		
17	クラス1機器(技術基準規則第二条第二	×	E11-F004A,Bの修理工事 <mark>は,同仕様の弁</mark>
	項第三十三号口に規定するクラス 1 機		体への取替であり, 今回の申請に伴う設
	器をいう。)及び炉心支持構造物の応力		計条件の変更はないことから,応力腐食
	腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1		割れ対策に変更を生じないため不要。
	機器にあっては,支持構造物を含めて記		
	載すること。)		
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第	×	E11-F004A,Bの修理工事 <mark>は,同仕様の弁</mark>
	九号に規定する安全設備をいう。)及び		体への取替であり, 今回の申請に伴う設
	重大事故等対処設備(設置許可基準規則		<mark>計条件の変更はないことから,</mark> 使用され
	第二条第二項第十四号に規定する重大		る条件の下における健全性に変更を生
	事故等対処設備をいう。)が使用される		じないため不要。
	条件の下における健全性に関する説明		
	書		
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する	×	E11-F004A,Bの修理工事により,発電用
	説明書		原子炉施設の火災防護に変更を生じな
			いため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する	×	E11-F004A,Bの修理工事により,設置場
	説明書		所等に変更はなく, 溢水防護に変更を生
			じないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン,ポン	×	E11-F004A,Bの修理工事により, 蒸気タ
	プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防		ービン、ポンプ等の破壊に伴う飛散物に
	護に関する説明書		よる損傷防護に変更を生じないため不
			要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付	×	E11-F004A,Bの修理工事により,通信連
	箇所を明示した図面		絡設備に変更は生じないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全	×	E11-F004A,Bの修理工事により,安全避
	避難通路を明示した図面		難通路に変更は生じないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇	×	E11-F004A,Bの修理工事により,非常用
	所を明示した図面		照明に変更は生じないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \ \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
原子	广炉冷却系統施設		
1	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置	0	E11-F004A,Bの修理工事 <mark>は,同仕様の弁</mark>
	を明示した図面及び系統図		体への取替であり,機器の配置及び系統
			図に変更はないが,申請対象を示すため
			添付する。
2	蒸気タービンの給水処理系統図	×	E11-F004A,B は蒸気タービンの給水処
			理系統に該当しないため不要。
3	耐震性に関する説明書(支持構造物を含	×	E11-F004A,Bの修理工事 <mark>は,同仕様の弁</mark>
	めて記載すること。)		体への取替であり,今回の申請に伴う設
			<mark>計条件の変更はないことから,</mark> 耐震性 <mark>に</mark>
			変更を生じないため不要。
4	強度に関する説明書(支持構造物を含め	×	E11-F004A,Bの修理工事 <mark>は,同仕様の弁</mark>
	て記載すること。)		<b>体への取替であり、今回の申請に伴う設</b>
			<mark>計条件の変更はないことから,</mark> 構造強度
			に変更を生じないため不要。
5	構造図	0	E11-F004A,Bの修理工事 <mark>は,同仕様の弁</mark>
			体への取替であり,機器の構造に変更は
			無い <mark>が</mark> ,申請対象を明らかにするために
			添付する。
6	原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は	×	E11-F004A,Bは,原子炉格納容器内の原
	一次冷却材の漏えいを監視する装置の		子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを
	構成に関する説明書、検出器の取付箇所		監視する装置に該当しないため不要。
	を明示した図面並びに計測範囲及び警		
	報動作範囲に関する説明書		
7	蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に	×	E11-F004A,Bは,蒸気タービンの基礎に
	関する説明書及びその基礎の状況を明		該当しないため不要。
	示した図面		
8	流体振動又は温度変動による損傷の防	×	E11-F004A,Bは,流体振動評価が必要な
	止に関する説明書		配管内円柱状構造物および高サイクル
			熱疲労の評価対象に該当しないため不
			要。
9	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水	×	E11-F004A,B は非常用炉心冷却設備そ
	設備のポンプの有効吸込水頭に関する		の他原子炉注水設備のポンプに該当し
	説明書		ないため不要。

実用発電用原子炉の設置,		添付の要否	
運転等に関する規則		$(\bigcirc \cdot \ \times)$	理由
別表第二 添付書類			
10	蒸気タービンの制御方法に関する説明	×	E11-F004A,B は蒸気タービンに該当し
	書		ないため不要。
11	蒸気タービンの振動管理に関する説明	×	E11-F004A,B は蒸気タービンに該当し
	書		ないため不要。
12	蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却	×	E11-F004A,B は蒸気タービンに該当し
	水として海水を使用しない場合は、可能		ないため不要。
	取水量を記載した書類		
13	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バ	×	E11-F004A, B は,安全弁に該当しないた
	ネ式のものに限る。)		め不要。
14	設計及び工事に係る品質マネジメント	0	E11-F004A,B の修理工事における設計
	システムに関する説明書		及び工事に係る品質管理の方法等を評
			価する必要があるため,説明書を添付す
			る。